

裁 決

審査請求人

処分庁

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成25年10月17日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

が請求人に対し行い、平成25年8月27日付け
で通知した保護廃止決定を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 本件審査請求の趣旨は、（以下「処分庁」という。）

が請求人に対して行い、平成25年8月27日付け
で通知した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第26条の規定による保護廃止決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 本件審査請求の理由は、次のとおりであり、これらの点から本件処分の違法又は不当を主張するものと解される。

生活保護の廃止理由である「不実の申請により保護を開始した為」という内容は、正確ではない。

生活保護の申請を行った際は、保有資産とされている自宅を出てから、既に20年を経過しており、その間、自宅に戻っておらず、保有資産という認識はなかった。

これらの事実は、処分庁の担当ケースワーカーも確認している。

20年間、一度も自宅に戻っていないことは、住民票のあったに問い合わせを行い、住民票が職権削除されていることで、確認が取れている。

また、本人名義の資産ではあったが実態が伴っていなかったことから、既に名義変更がされていること等である。生活保護を申請した当時は、保有資産を本人が活用することはできない状況であった。

しかし、処分庁は、生活保護が廃止になれば直ちに困窮してしまうことを知りながら、生活保護を廃止にした上で、活用できる資産もないのに約70

0万円も返還を求める通知書を作成した。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

(1) 請求人は、平成22年3月3日、処分庁に対して法に基づく保護を申請（以下、「本件申請」という。）し、処分庁は、同日を開始年月日として、請求人に対して法に基づく保護を開始したこと。

なお、請求人は、本件申請において、処分庁に対し、不動産を保有していない旨申告していたこと。

(2) 請求人は、[REDACTED]所在の土地の所有権を昭和62年12月3日に、同所在の建物（以下、上記土地と併せて「本件不動産」という。）の所有権を昭和63年3月26日に、それぞれ取得し、その旨登記されたところ、本件申請時点においても、当該登記に変更はなかったこと。

なお、請求人は、同年2月20日、本件不動産を住所地として住民登録したところ、平成5年7月15日に当該住民登録は職権消除され、本件申請時点において本件不動産に住民登録していたのは、請求人の[REDACTED]及び[REDACTED]であったこと。

(3) 処分庁は、平成24年7月、請求人の[REDACTED]から、「[REDACTED]とは、20年余り音信不通となっております。」「実家の名義も[REDACTED]の名義のままローン返済も残っており、名義変更の手続きも音信不通で出来ずに困っています。」などと記載された書面を受領したことを契機として、前記(2)の事実を把握したこと。

(4) 本件不動産の所有権は、平成25年4月26日における財産分与を原因として、請求人から請求人の[REDACTED]に移転し、同年8月23日にその旨登記されたこと。

(5) 処分庁は、廃止した時期を「平成25年8月1日」、廃止の理由を「不実の申請により保護受給を開始した」こととして本件処分を行い、平成25年8月27日付け[REDACTED]により請求人に通知したこと。

(6) 請求人は、平成25年10月17日付けで、本件審査請求を提起したこと。

2 判断

(1) 法の仕組み

法第26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないと規定する。

この点、「生活保護による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定するとしている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第10の問6の答によれば、保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、次官通知等の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって、保護の要否を判定することとされている。

(2) 本件処分について

以上を本件処分についてみるに、保護受給中である請求人が、本件処分に係る保護廃止の時期である「平成25年8月1日」において保護を必要としなくなったか否かは、同日において、現に請求人に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって、判定することとなる。

この点、処分庁は、前記認定事実(5)のとおり、請求人が不実の申請をしたこと、すなわち、前記認定事実(1)及び(2)のとおり本件不動産を所有していた事実を申告しなかったことを理由として本件処分を行っているから、本件不動産という資産を保有していることにより、請求人が保護を必要としなくなったと判断しているとも解される。

しかしながら、本件不動産の所有権は、前記認定事実(4)のとおり、平成25年4月26日における財産分与を原因として、請求人から請求人の■に移転していることからすれば、「平成25年8月1日」において現に請求人に生じている需要に基づいて最低生活費を認定するに当たり、本件不動産という資産の保有による需要を加味することはできない。

また、処分庁は、上記のとおり、請求人が本件不動産を所有している事実を本件申請時点において申告しなかったことにより、請求人は本件申請時点、すなわち保護開始時点から保護を必要としていなかったと判断して、本件処分を行ったとも解される。

しかしながら、上記のとおり、保護受給中の請求人が保護を必要としなくなったか否かは、「平成25年8月1日」において現に請求人に生じている需要に基づいて認定した最低生活費に基づいて判定されるべきであり、本件申請時点にさかのぼって判定されるべきではない。

以上によれば、本件処分は、「平成25年8月1日」において現に請求

人に生じている需要に基づき認定した最低生活費に基づいて、請求人が法第26条にいう「保護を必要としなくなった」と判断したとは認められないから、本件処分はこの点において違法又は不当であり、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成26年 3月18日

千葉県知事 鈴木 栄 治

